

# 業務委託仕様書

業務名：占有許可システム改修業務委託

## 1. 業務の目的

占有許可システムは、長崎県土木部道路維持課及び地方機関で運用される道路占有許可業務を取り扱うWebアプリケーションシステムである。

本業務において、年度更新時の作業効率化、出力帳票の追加及びインボイス制度への対応が可能なようシステムを改修し業務の効率化を図ることを目的とする。

## 2. 委託期間

委託期間は、令和6年3月25日限りとする。

## 3. 委託範囲

### ①委託範囲

#### (1) プログラム開発等

- ・プログラム製造、改修
- ・各種テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト）
- ・操作手引書の更新
- ・打ち合わせ時の議事録の作成

#### (2) ソフトウェア

- ・開発及び移行、運用等で必要となるソフトウェア等一式の作成及び設定、運用等

### ②再委託が可能な範囲

なし

## 4. システム構成

### ① プログラム開発言語

- ・HTML5
- ・jQuery
- ・PHP 7.3.11

※その他必要に応じて協議の上決定する

### ② 動作環境

- ・ハードウェア：本庁統合仮想基盤上の Web、DB サーバにて運用
- ・サーバOS：CentOS 7.6 -1810
- ・ネットワーク：庁内 LAN
- ・ブラウザ：Edge
- ・データベース：MariaDB 10.3.18
- ・ツール：PhpSpreadsheet、TCPDF、Smarty

※バックアップは、共通方式を使用予定のため、考慮不要

※その他必要に応じて協議の上決定する

## 5. システム要求仕様

### ①業務条件

システム改修概要に記載されていない事項であっても、必要に応じて県と協議のうえ開発を進めること。

### ②性能条件

#### (1) 動作条件

- ・Web アプリケーション方式
- ・ネットワーク接続（庁内 LAN環境）

#### (2) 機能条件

- ・画面は、カラー表示によるG U Iに優れたものとし、キーボード及びマウスは等価の操作性が可能であること。
- ・全庁ネットワーク上で動作すること。
- ・ネットワークのトラフィック軽減のため、必要時のみ通信を行うなど不必要なパケットを送信しないよう対策を講じること。

### ③品質条件

#### (1) セキュリティ対策

- ・エラーが発生した場合には、エラー原因及びその対処方法について自動表示等が行えること。
- ・システムセキュリティ及びファイルセキュリティが万全となるような対策を講じること。

### ④システム構成

- ・基本的には4. ②のとおりであるが、開発時に、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア（O S、開発言語、ミドルウェア、データベース等）の構成に変更が必要な場合は、検討協議のうえ決定すること。
- ・ソフトウェアは、決定したハードウェア上で支障なく動作するものであること。
- ・原則として、日本語に対応したソフトウェアを使用するものとする。

## 6. 操作手順書

業務の流れに沿った判りやすい操作手順書を作成すること。

## 7. 成果物・納品物

### ①成果物はすべて長崎県に帰属する。

### ②成果物件

- ・プログラム一式
- ・テスト結果報告書
- ・操作手順書

### ③納品物及び提出部数

- ・C D - R 1部

※C D - Rの表面には業務番号・業務名・商号又は名称を記載すること。

### ④納入場所

長崎県土木部道路維持課

## 8. 開発体制・開発環境

### ①開発体制

- ・開発においては、長崎県側と協議を行いながら作業を順次進め、長崎県側が希望する機能を有したシステム開発を行うこと。
- ・システム開発の全行程において、ハードウェア及びソフトウェアの両面からの十分なサポート体制をとること。
- ・専任のS Eを最低1名配置し、県側と十分な協議のうえ開発作業を進めること。なお、このシステム開発においては、専任のS Eとは別に総括責任者および副総括責任者（いずれも専任である必要はない）をそれぞれ1名配置すること。

### ②作業場所

- ・原則として、請負者の事業所内で行うものとする。  
ただし、他の場所で行う必要がある場合は、別途協議のうえ決定する。

### ③開発機器

- ・④貸与物件にあるものを除き、原則、請負者が用意するものとする。  
ただし、他の方法で調達する必要がある場合は、別途協議のうえ決定する。

### ④貸与物件

以下の物件を貸与する。

- ・庁内におけるテスト用スペース（机1、椅子1、パソコン1）

### ⑤作業工程

請負者は、あらかじめシステム開発のスケジュールを示したうえ、月に1度、開発の進捗状況、懸案事項について定期報告を行うこと。なお、必要に応じて適宜、打合せを開催することができる。

### ⑥開発時に県が行う作業

#### (1) 内容管理

- ・開発の内容が県の要求仕様に合っているかの確認を行う。

主要行程でのレビューへの参加

総合テスト、運用テストの実施

#### (2) 進捗管理

- ・スケジュールどおりに開発が進んでいるかの確認を行う。

月次報告書等の提出要求

成果物の完成状況の現物調査

#### (3) 重要な指示や確認については、必ず文書で行う

仕様変更記録

打ち合わせ議事録

レビュー結果報告

修正指示書 等

#### (4) 担当（窓口責任者）の決定

- ・内容管理や進捗管理を行うにあたって、双方の窓口責任者を決め、その責任者を通して、指示や説明要求等の管理業務を行う

## 9. 契約事項

### ①瑕疵担保期間

瑕疵担保期間は、開発委託期間の終期から2年間とする。

### ②委託先の責任

- ・機密保護

この契約委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- ・個人情報保護

この契約の履行にあたり個人情報を取り扱う場合は、長崎県が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### ③著作権

- ・成果品に関する著作権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む）は、長崎県の履行確認の時をもって、請負者から長崎県に移転する。
- ・請負者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。

### ④検収条件

- ・長崎県は、報告書を受領した日から指定する期間以内に目的物について検査を行う。
- ・請負者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を求められたときは、指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。
- ・本業務は「情報システム開発等に係る業務委託成果物等の評価試行実施要綱（平成22年5月18日施行）」に基づき、評価の対象となるため、動作確認等を行う際に作成した、チェックリストを成果物納品時に提出すること。

## 10. 協議

上記業務の詳しい内容、本仕様書に記載されていない事項については、双方の協議の上定める。